

非常通信と協議会組織等について

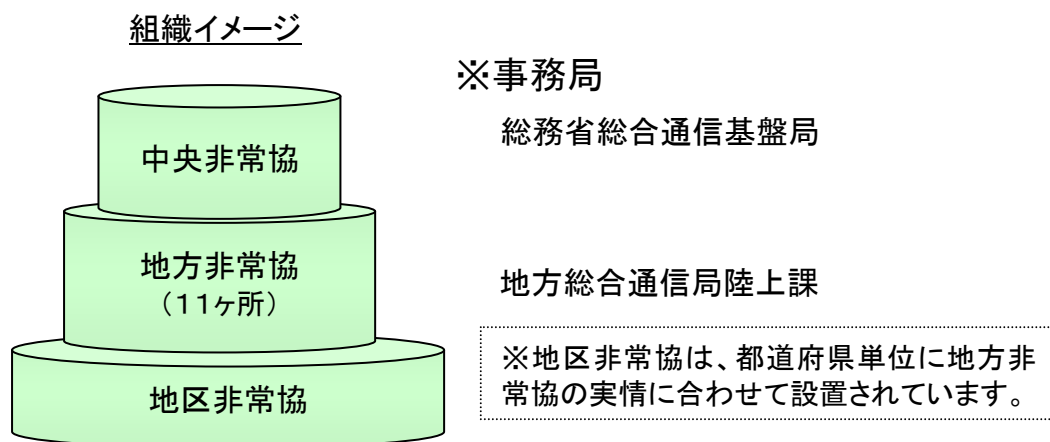
【非常通信とは】

地震、台風、津波などの自然災害や火災、爆発事故などの災害が発生した時に、人命の救助や災害の救援などを目的に行われる極めて重要な通信です。

また、電波法第74条の規定により、総務大臣は必要に応じて無線局に非常通信の取扱いを定めることができます。

【非常通信協議会の目的】

非常通信の円滑な運用を図るためには、平素から非常通信計画の策定、通信訓練の実施、その他非常通信に関する周知・啓発に取り組むことが必要です。このため、昭和26年7月に設立された団体が非常通信協議会(略称:非常協)です。



【東北地方非常通信協議会】

(1) 東北地方における非常通信の円滑な運用を図ることを目的として、昭和26年8月に設立され、国の機関、県、電気通信事業者、放送事業者などの無線局開設者や非常通信と密接に関係のある機関など112団体で構成されています。

(2) 同協議会では、非常通信計画の策定や非常通信訓練の実施、非常時における通信確保のための通信体制、施設の点検等を行っています。また、毎年、非常通信に関してご功績のあった方々を表彰しています。

※平成20年度役員体制

会 長 東北総合通信局長 副会長 東日本電信電話株式会社 宮城支店長

【非常通信ルートとは】

県と市町村間を結ぶ地方ルート、県と内閣府を結ぶ中央ルートがあり、通常使用する県防災行政無線等の途絶に備えて、地方・中央協議会の構成員の自営通信回線を用いて構成しています。